

18消安第2354号
平成18年5月29日

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道農政事務所長
北 海 道 知 事

殿

(農林水産省) ※¹消費・安全局長
生 産 局 長
経 営 局 長

農薬適正使用に係る対応の強化について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）の施行に当たっては、「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」（平成18年3月27日付け17消安第13309号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知。以下「特別強化通知」という。）により、制度の周知及び対策の徹底を図ってきたところである。

これらの取組については、ポジティブリスト制度の施行（平成18年5月29日）後も引き続き実施する必要があることから、別紙のとおり、「農薬適正使用に係る対応の強化について」を定め、生産現場における指導の一層の徹底を図ることとしたので、御了知いただくとともに、（貴局内の農薬取締、病虫害防除、生産振興及び普及担当の各行政部局及び関係団体等の間で相互の連携が図られるよう、特段の御配慮をお願いする。また、（貴局管内各県）※²に対し、協力を要請するとともに、取組状況の把握に努められたい。）※³

なお、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長より、各都道府県の食品衛生部局等に対して、別添1の通知が発出されたところであるので、（（貴局管内各県）※²の農薬取締、病虫害防除、生産振興及び普及担当の行政部局に対しては、食品衛生部局との連携の下、本制度の円滑な運用が図られるよう協力を要請ありたい。）※⁴

また、（北海道知事及び）※⁵関係団体には、別添2のとおり通知しているので、申し添える。

（施行注意）

- 1 ※1は、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あてに記載する。
- 2 ※2は、関東農政局長あてには「貴局管内各都県」、近畿農政局長あてには「貴局管内各府県」、内閣府沖縄総合事務局長あてには「沖縄県」とする。
- 3 ※3は、北海道知事あてには「貴道におかれても、引き続き農家への指導の徹底を図られたい。」と、北海道農政事務所長あてには「貴職におかれても、引き続き北海道との連携を図られたい。」とする。
- 4 ※4は、北海道知事あてには「貴道の農林部局と衛生部局が連携して、本制度の円滑な運用を図られたい。」と、北海道農政事務所長あてには、「貴職におかれても、御了知の上、北海道との連携に努められたい。」とする。
- 5 ※5は、北海道農政事務所長あてに記載する。
- 6 別添1は、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成18年5月29日付け消安第0529001号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）の写しを添付する。
- 7 別添2は、関係団体あて（北海道農政事務所長あてには北海道知事あて及び関係団体あて）の写しを添付する。

18消安第2354号
平成18年5月29日

別記 あて

農林水産省消費・安全局長
生産局長
経営局長

農薬適正使用に係る対応の強化について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）の施行に当たっては、「農薬適正使用に係る指導の特別強化について」（平成18年3月27日付け17消安第13309号消費・安全局長、生産局長、経営局長通知。以下「特別強化通知」という。）により、制度の周知及び対策の徹底を図ってきたところです。

これらの取組については、ポジティブリスト制度の施行（平成18年5月29日）後も引き続き実施する必要があることから、別紙のとおり、「農薬適正使用に係る対応の強化について」を定め、生産現場における指導の一層の徹底を図ることとしたので、御了知いただくとともに、特段の御協力をお願いします。

なお、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長より、各都道府県の衛生部局等に対して、別添1の通知が発出されたところであるので、本制度の円滑な運用が図られるよう御協力願います。

また、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添2のとおり通知しているので申し添えます。

（施行注意）

- 1 別添1として、「食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について」（平成18年5月29日付け消安第0529001号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）の写しを添付する。
- 2 別添2として、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道農政事務所長及び北海道知事あての写しを添付する。

(別記)

独立行政法人農薬検査所理事長

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長

独立行政法人農林水産消費技術センター理事長

社団法人日本植物防疫協会理事長

財団法人日本植物調節剤研究協会会長

社団法人農林水産航空協会会長

社団法人日本くん蒸技術協会会長

農薬工業会会長

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

全国農業協同組合中央会会長

社団法人全国農業改良普及支援協会会長

全国農薬協同組合理事長

社団法人緑の安全推進協会会長

社団法人日本農業機械工業会会長

社団法人日本D I Y協会会長

日本チェーンストア協会会長

全国農業機械商業協同組合連合会会長

社団法人日本草地畜産種子協会会長

農薬適正使用に係る対応の強化について

1 指導体制の強化

(1) 都道府県における体制の強化

- ① 農薬取締、病虫害防除、生産振興及び普及担当の行政部局、農業者団体等から構成される指導体制を強化するとともに、食品衛生部局との連携を強化し、ポジティブリスト制度の円滑な運用及び農家・農家以外の農薬使用者に対する指導の徹底を図る。
- ② 農薬飛散低減のための新技術、農薬登録、残留農薬基準等に関する情報の収集・提供の強化を通じ、地域における新技術の導入・普及、農薬の選定・適正使用等に向けた取組を積極的に推進する。
- ③ 産地、農家における農薬の適正使用及び適切な生産管理の徹底を図る観点から、農薬使用状況の記帳の取組を積極的に推進する。

(2) 地域における積極的な指導の展開

- ① 普及指導センターやJ Aを中心とした巡回指導、相談窓口の設置等による地域での指導体制の強化を図り、地域の実情や営農の実態を踏まえたきめ細かな指導を推進する。また、必要に応じ、使用農薬の種類、使用時期についての農家間の調整・指導を行う。
- ② 飛散低減型ノズル、飛散防止ネット等の新技術の実証、農家等を対象とした実演会・技術研修会の開催等を通じて、農薬飛散低減のための新技術の導入・普及、防除技術の改善等を積極的に推進する。
- ③ 農薬登録、農薬残留基準等に関する最新の情報を踏まえて、隣接するほ場に栽培されている作物に対しても一律基準以外の基準が設定されている農薬の選定、防除暦の見直し等を積極的に行う。
- ④ J A等が中心となって、農家における農薬の種類、使用時期、使用量等の記帳を積極的に推進するとともに、記帳内容の定期的な点検、記帳内容に基づく指導の徹底等を図る。

2 農薬の適正使用に係る情報提供

農薬適正使用指導強化協議会においては、関係機関、団体等の間でネットワークを通じて、地域の相談窓口において対応困難な相談や質問の集約、回答の迅速な作成・配布等を引き続き行うこととしており、地域における指導推進に当たっては、その効果的な活用を図る。さらに、国、都道府県が協力して、このネットワークを活用して、地域における効果的な取組、技術実証の成果等に関する情報の集約及び提供に努める。



食安監発第0529001号
平成18年5月29日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

食品に残留する農薬等の監視指導に係る留意事項について

食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関するいわゆるポジティブリスト制度が本日より施行されます。ポジティブリスト制度施行後の都道府県等の監視指導については、これまでと同じく食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第24条第1項に基づいて定める都道府県等食品衛生監視指導計画により実施されるものでありますが、食品の収去検査等の実施等にあたっては、下記の点について特にご留意いただくようお願いいたします。

記

1 食品の収去検査等の実施

- (1) 食品の収去にあたっては、検査結果判明時の処分等に資するため、出荷者・販売者、出荷日など収去検査の対象とする食品に関する情報を確認し、対象全体を代表する検体を採取するように努めること。関係自治体等への情報提供に資するため、確認した情報について記録するとともに、収去する食品を特定できる包装・ラベル等を写真に残すことが望ましいこと。
- (2) 収去検査実施計画を策定する際は、食品群等ごとの違反状況等を分析・評価し、食品ごとの流通量の季節変化等を考慮のうえ、年間の検査予定数などを定め、収去検査等を行う際は、各自治体において、生産・飼育時に使用される農薬等について情報を収集するとともに、市場、大規模販売店等の流通拠点において収去するなど、合理的に実施すること。
- (3) 試験検査の実施にあたっては、「分析法のバリデーションについて（回答）」（平成11年10月8日付け地方衛生研究所全国協議会あて厚生省生活衛生局食品保健課事務連絡）を参考に、試験検査の方法の有効性を確認し、確立した方法を用いること。また、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理につ

いて」(平成16年3月23日付け食安監発第 0323007 号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)に基づき、検査施設の業務管理を徹底すること。

2 残留基準を超える農薬等を検出した場合の対応

- (1) 収去検査等により残留基準を超える農薬等を検出した場合、関係自治体及び関係部局と連携し、違反となる範囲(ロット)を特定し、検査の対象とした食品について、販売禁止・廃棄等の措置を行うとともに、関係自治体等に検査結果を伝え、原因究明及び再発防止策を講じるよう求めること。
- (2) 農薬等が基準を超えて残留する食品が発見され、当該食品を原材料にして製造・加工が行われた食品があることが判明した場合、当該食品の配合割合、製造加工方法、その他の原材料への農薬等の使用の有無などを調べ、製造加工された食品において一律基準を超えて農薬等が残留する可能性について確認すること。なお、一律基準を超えて残留する可能性がないものについては、食品衛生上の危害が認められない場合として、法第54条に基づく対応、行政指導の措置を取る必要がないと認められる場合もあるので、留意すること。
- (3) 法第63条に基づく違反者の名称等の公表に際しては、関係自治体等が行った原因究明及び再発防止策についても、併せて公表するように努めること。なお、公表にあたっては、処分の範囲や健康影響の有無などを明確にするなど、いわゆる風評被害の防止について十分注意すること。
- (4) 違反者の名称等の公表に際しては、当分の間、厚生労働省食品安全部監視安全課(担当:化学物質係)に情報提供すること。

3 その他

- (1) 食品等事業者が実施すべきそ族及び昆虫対策については、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第 0227012 号及び食安発第 0227013 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)等により示しているところであるが、食品取扱施設において殺虫剤等を使用する場合には食品への汚染防止対策を行う等、適正に使用されるよう指導すること。
- (2) 食品等事業者にポジティブリスト制度の遵守を指導する際は、同制度は取引関係者が示す保証書や試験の実施などを義務付けるものではないこと、また営業者が自主的に試験検査を実施する場合には、農薬等の使用や違反の状況を踏まえて検査項目を定め行うべきであることを指導すること。
- (3) 都道府県等で実施されている食品等の検査結果や処分等の内容を共有するため、平成17年9月に食品保健総合情報処理システムにおいて広域流通食品データネットワークシステムの運用を開始したところであるが、各都道府県等において残留農薬等モニタリングを実施した際には、結果の入力に努めるとともに、そのデータを積極的に活用すること。